

国立大学法人琉球大学と一般財団法人沖縄美ら島財団との包括連携協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という）と一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「乙」という）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、両者が有する資源の効果的な活用と、教育・研究・社会貢献活動の一層の充実を図ることにより、学術及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 調査・研究に関する事項
- (2) 教育・人材の育成に関する事項
- (3) 環境の保全に関する事項
- (4) 観光・文化の振興に関する事項
- (5) 産学官連携・技術開発に関する事項
- (6) その他相互が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲及び乙の担当者間で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、定めることとする。

（意見交換）

第4条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期間）

第5条 この協定は、平成27年8月14日をもって発効し、有効期間を1年間とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月14日

(甲) 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

(乙) 沖縄県国頭郡本部町石川888
一般財団法人沖縄美ら島財団
理事長

大城



花城良廣

